

第 4538 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 8月 1日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 配当優先の無議決権株式

Q：配当優先の無議決権株式は、一定の要件の下、評価減が認められるとか。どのような要件なのですか？

A：次の要件となっています。

【解説】

無議決権株式の評価は、原則として、普通株式と同様に評価しますが、相続等により取得した場合で次のすべての条件を満たす場合に限り、原則的評価額から5パーセント相当額を控除した金額により評価するとともに、その控除した金額を相続等により同族株主が取得したその会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することが認められることとなっています。

- ①その会社の株式について、相続税の法定申告期限までに、遺産分割協議が確定していること
- ②その相続等により、その会社の株式を取得したすべての同族株主から、相続税の法定申告期限までに、その相続等により取得した無議決権株式の価額について、調整計算前のその株式の評価額からその価額に5パーセントを乗じて計算した金額を控除した金額により評価するとともに、その控除した金額をその相続等により取得したその会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することについての届出書が所轄税務署長に提出されていること
- ③相続税の申告書に「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」に株式の評価額の算定根拠を添付していること

